

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
チュニジア	治安対策機能強化機材整備計画 のための贈与に関する日本国政 府とチュニジア共和国政府との 間の交換公文	治安対策機能強化機材整備計画を実施するために必要 な生産物及び役務の購入	687,000 千円 H30. 4.30 まで	H27. 1.15 チュニス で (H27. 4.10)	日本側 高原寿一在チュニ ジア大使 チュニジア側 モンジ・ハ ムディイ外務大臣	H27. 5.18 155号
チュニジア	チュニジアテレビ番組ソフト整 備計画のための贈与に関する日 本国政府とチュニジア共和国政 府との間の交換公文	チュニジアテレビ番組ソフト整備計画を実施するため に必要な生産物及び役務の購入	36,600 千円 H29. 7.31 まで	H27. 4.15 チュニス で (H27.10.27)	日本側 高橋寿一在チュニ ジア大使 チュニジア側 エリエス・ カスリ外務省アメリカ・ アジア政治経済協力及び アメリカ・アジア地域機 関総局長	H27.11.12 405号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。